

別紙5 養蜂等振興強化推進

第1 事業の実施方針

今後、養蜂等の振興を図る上では、近年の蜜源植物の植栽面積の減少等により、飼養者間の蜂群配置をめぐるトラブルが発生していること、農薬等による被害から蜜蜂を退避させるための十分な蜜源の確保が困難になっていること、また、養蜂家の高齢化や人手不足の進行、ダニ被害の深刻化といった課題に加え、近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の需給がひっ迫傾向にあること、さらに、花粉交配に利用されているセイヨウオオマルハナバチが特定外来生物に指定されたことにより在来種マルハナバチへの転換といった課題に対応する必要がある。

これらを踏まえ、本事業では、養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）に基づき、蜜源植物の確保、植栽状況等の実態把握、蜂群配置調整の適正化、ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理技術の普及に向けた取組、花粉交配用昆虫の安定確保・利用を図るための園芸産地と養蜂家等の連携や普及啓発、在来種マルハナバチの利用拡大、健全な蜂群の供給に向けた技術導入を支援する。

第2 事業の内容

本事業は、地域の実態を踏まえた蜜源植物の植栽・管理、蜜源植物の植栽状況等の実態把握、花粉交配用昆虫の安定確保に向けた取組等への支援を行う地域公募事業と全国規模で取り組む飼養衛生管理技術の向上や蜂群配置調整の適正化等を図るための養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組、花粉交配用昆虫の安定利用に向けた普及啓発等を通じた授粉の安定化及び園芸作物の安定生産を図る取組等への支援を行う全国公募事業から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 地域公募事業
Iに定めるとおりとする。
- 2 全国公募事業
IIに定めるとおりとする。

I 地域公募事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

(1) 本事業の内容は、以下のとおりとする。

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

事業実施主体は、蜂群配置調整の適正化等に向けた環境整備のため、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、(ア)に定める取組は必ず行うものとする。

(ア) 検討会議の開催

各都道府県における蜂群の適正配置等を図るための蜜源植物の植栽・管理、実態把握等について、養蜂家（業として蜜蜂の飼育を行う者（都道府県単位の養蜂協会等の養蜂グループの代表者を含む。）をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、農林業者団体、学識経験者等による検討会議を開催する。

(イ) 蜜源植物の植栽・管理

新規・拡大地区での蜜源植物の植栽・管理（保護柵設置等）及び本事業を実施した既存地区での蜜源植物の管理を行う。

(ウ) 蜜源植物の植栽状況等の実態把握

蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況等、蜂群配置調整の適正化に資するデータ収集に向けた実態把握調査等を実施する。

(エ) 蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組

蜜源植物の保護・増殖推進に向け、養蜂の正しい知識や蜜蜂の農業生産への貢献等の普及啓発のためのパンフレットの作成等を行う。

(オ) 養蜂家と耕種農家の連携による蜜源植物の定着化

養蜂家と耕種農家が連携し、蜜源・緑肥作物として活用できるレンゲ等の定着化に向けた実証を行う。

イ 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業

事業実施主体は、園芸作物の安定生産に向けた花粉交配用昆虫の安定確保・利用を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

(ア) 安定的な花粉交配に向けたアクションプランの作成

園芸農家や養蜂家、花粉交配用昆虫（マルハナバチ、ヒロズキンバエ等）メーカー等が連携して花粉交配用昆虫の安定確保・利用を図るための具体的な取組を検討する会議を開催し、別添1—2補により、安定的な花粉交配に向けたアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）を作成する。また、必要に応じて情報収集のための先進地視察等を行う。

(イ) 花粉交配用昆虫の安定確保のための技術実証

アクションプランに記載する園芸農家における①花粉交配用蜜蜂の適切な管理技術、②花粉交配用昆虫（蜜蜂を除く。）を活用した授粉技術等の実証を行い、技術マニュアルの作成や技術講習の開催等に必要データを収集する。

(ウ) マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成、園芸農家向けの技術講習会の開催等、技術の普及の

ための取組を実施する。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施主体は、在来種マルハナバチの利用拡大を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

(ア) 検討会の開催

在来種マルハナバチの適切な利用方法並びに地域への定着及び普及に向けた方策等を検討するための会議を開催する。また、必要に応じて情報収集のための先進地視察等を行う。

(イ) 利用技術の実証・展示

在来種マルハナバチの適切な利用技術の確立を図るため、利用技術の実証・展示ほ場を設置して、適切な利用方法等の検証等を行うとともに、利用技術マニュアルの作成や技術講習の開催等に必要データを収集する。

(ウ) マニュアルの作成、講習会の開催等

利用技術マニュアルの作成、園芸農家向けの利用技術講習会の開催等、利用技術の普及のための取組を実施する。

(2) 補助対象経費

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

検討会議の開催や蜜源植物の植栽・管理、実態把握調査及び普及啓発の取組の実施に要する経費。ただし、以下の(ア)から(ウ)までに留意することとする。

(ア) 新規・拡大地区に係る経費は蜜源植物の植栽・管理に要する経費を補助対象とし、既に蜜源植物の植栽が行われている既存地区に係る経費は管理に要する経費のみ補助対象とする。ただし、既に蜜源植物の植栽が行われていた場所のうち、熊被害等により蜜源として定着していなかったもの及び植栽場所における蜜源量が配置する蜂群数に対し不足していたものは、新規・拡大部分とみなす。

(イ) 土地の借上費については、補助対象としない。蜜源植物を植栽する土地については、蜜源植物からの採蜜を予定している間は、当該植栽した土地を利用できるよう措置されているか事業実施主体において確認するものとする。

(ウ) 植栽する蜜源植物については草花や樹木などを対象とするが、農林水産省及び環境省が平成27年3月に公表した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に位置付けられている植物の植栽は補助対象としない。ただし、ニセアカシア(ハリエンジュ)、ビワ及び外来クサフジ類(ビロードクサフジ(ヘアリーベッチ、シラゲクサフジ)、ナヨクサフジ(スムーズベッチ))については、周辺住民及び地域関係者の同意を得られた場合には補助対象とする。

イ 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業

(ア) 安定的な花粉交配に向けたアクションプランの作成

アクションプランの作成のための検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費、先進地視察に必要な調査等旅費等。

(イ) 花粉交配用昆虫の安定確保のための技術実証

園芸農家における花粉交配用蜜蜂の適切な管理技術、花粉交配用昆虫(蜜蜂

を除く。)を活用した授粉技術等の実証に必要な資材購入費、実証用蜜蜂の購入費、実証用代替花粉交配用昆虫の購入費、追加的に必要となる農薬等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等。

(ウ) マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費、人件費、委託費等、園芸農家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費等。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

(ア) 検討会の開催

検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費、先進地視察に必要な専門家旅費等。

(イ) 利用技術の実証・展示

実証・展示ほ場の設置に必要なほ場の借上げ相当経費、実証・展示ほ場に導入する在来種マルハナバチの購入費、追加的に必要となる肥料や農薬、被覆資材等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等。

(ウ) マニュアルの作成、講習会の開催等

利用技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費、委託費、園芸農家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等。

(3) 次の取組は国の助成の対象としない。

ア 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

イ 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組

2 補助要件

(1) 事業実施主体

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

本要領別表 1 の 5 (1) の事業実施主体の補助要件は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 本要領別表 1 の 5 (1) アの事業実施主体の欄に掲げる協議会は、都道府県及び養蜂家に加え、市町村、植栽場所の提供者等の園芸農家、農業協同組合、試験研究機関等により構成されていること（都道府県及び養蜂家の参加は必須とする。）。

(イ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(ウ) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(エ) 本事業の取組において、1 の (1) アの (イ) に取り組む場合は、1 本以上の樹木が植栽されること。

(オ) ニセアカシア、ビワ、外来クサフジ類を植栽する際には、厳密に管理し、本事業を実施した地区以外への植栽を行わないこと及び同地区以外への逸出を防止すること。

(カ) 養蜂家が法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入すること。

イ 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業

本要領別表1の5(1)イの事業実施主体の欄に掲げる農業者の組織する団体及び協議会(以下「協議会等」という。)について、補助要件は次に掲げるとおりとする。

(ア) 原則園芸農家5戸以上及び養蜂家又は花粉交配用蜜蜂メーカーのいずれか1者以上が事業に参加することとし、第1の1の(1)イの(イ)②に取り組む場合は、花粉交配用昆虫(蜜蜂を除く)メーカーの参加も必須とする。なお、蜜蜂以外の花粉交配用昆虫のみを活用した授粉技術の実証に取り組む場合は、養蜂家や花粉交配用蜜蜂メーカーの参加は必須としない。

(イ) 協議会にあっては、前号の参加者に加え、都道府県(普及指導センター及び試験場も可とする。以下同じ。)も必須構成員とすること。

(ウ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会等の運営等に係る規約(以下「協議会等規約」という。)が定められていること。

(エ) 協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(オ) 事業実施主体は、構成員が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

本要領別表1の5(1)ウの事業実施主体の欄に掲げる農業者の組織する団体及び協議会について、補助要件は次に掲げるとおりとする。

(ア) 原則5名以上又は6名以上の園芸農家が事業に参加すること。ただし、6名以上の園芸農家が事業に参加する場合には、対象作物の合計作付面積が50a以上であること。

(イ) 協議会にあっては、前号の参加者に加え、都道府県も必須構成員とすること。

(ウ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会等の運営等に係る規約が定められていること。

(エ) 協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(オ) 事業実施主体は、構成員が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

事業実施地域において、次の(ア)から(カ)までの成果目標のうち、1つを

選択すること。

- (ア) 飼育箱数（蜂群数）が令和8年1月1日現在の飼育箱数（蜂群数）と比べ増加すること。ただし、蜜源植物の植栽を、農薬被害若しくは熊被害からの退避を目的として行う場合又は植栽する土地の確保等の関係から1の(1)アの(イ)のメニューに取り組めない場合のみ「蜂群の維持」でも可とする。
- (イ) 蜜蜂の生存率が向上すること。
- (ウ) 蜜源植栽面積に占める樹木の植栽割合が向上すること。
- (エ) 蜜源植物の管理面積が増加すること。
- (オ) 養蜂の正しい知識や蜜蜂の農業生産性への貢献等の普及啓発のためのパンフレットを作成する等した上で消費者等に対して情報提供し、養蜂振興につなげることにすること。
- (カ) 耕種農家との連携により蜜源植物の植栽面積が増加すること。

イ 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業

事業実施地域において、次の(ア)から(ウ)までの成果目標のうち、1つを選択すること。ただし、(ウ)については1の(1)イの(イ)②に取り組む場合のみ選択可能とする。

- (ア) 養蜂家から園芸農家への花粉交配用蜜蜂の供給率（※1）が100%となること。
- (イ) 園芸農家から養蜂家に返却された蜂群の生存率（※2）が事業実施前から5ポイント以上向上すること。
- (ウ) 代替花粉交配用昆虫利用率（※3）を事業実施前から20ポイント以上増加させること。

（※1）供給率＝実際に養蜂家が供給した巣箱数／園芸農家が必要とした巣箱数

（※2）生存率＝園芸農家から養蜂家に返却された蜂群数（枚数）／養蜂家から園芸農家に貸し出す前の蜂群数（枚数）

（※3）代替花粉交配用昆虫利用率＝蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を利用（併用）する園芸農家数／花粉交配用昆虫を利用する園芸農家数

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施地域において対象作物の栽培にマルハナバチを利用する園芸農家数に占める在来種マルハナバチを利用する農家数の割合を事業実施前から20ポイント以上増加させること。

(2) 目標年度

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

実施年度の翌年度とする。ただし、第1の3(1)(オ)については、実施年度とし、第1の3(1)(カ)については、実施年度の3年後とする。

イ 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業

実施年度の3年後とする。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

実施年度の3年後とする。

4 募集方法等

本事業の募集方法は、ア 蜂群配置調整適正化支援事業については畜産局長、イ

花粉交配用昆虫の安定確保支援事業及びウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業については農産局長が別に定める公募要領による。

5 審査基準

本要領別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 実効性

ア 事業内容は、養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接的な効果が期待できるものとなっているか。

イ 養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。

ウ 地域における課題が十分に分析されているか。

エ 地方公共団体の関係部局が連携した推進体制となっているか。

オ 協議会の構成員に事業内容に直結した技術指導の経験のある者が含まれているか。

(2) 波及効果

ア 蜂群配置調整適正化支援事業

(ア) 蜜源植物の植栽面積が合計 3 ha 以上増加する計画（第 1 の 1 (1) ア (オ) に取り組む場合にあっては、耕種農家との連携による 3 年間の蜜源植物の延べ植栽面積が合計 3 ha 以上増加する計画）となっているか。

(イ) 飼育箱数を 3 % 以上増加（蜜蜂の生存率が 5 % 以上の向上）又は維持（農業被害等からの退避が関与する場合のみ）する計画となっているか。

(ウ) 長期的な蜜源として利用可能な蜜源樹木を 150 本以上植栽する計画となっているか。

(エ) 蜜源植物の管理面積が 10 % 以上増加する計画となっているか。

(オ) 普及啓発のためのパンフレットの作成等を行い消費者等 100 名以上に情報発信できる計画となっているか。

(カ) 協議会を構成する都道府県において、蜂群配置調整の適正化に資する取組（蜜源植栽等）を支援する予算が公募年度の前年度に成立したか。

(キ) 実態把握調査により得られるデータを蜂群配置調整に活用する計画となっているか。

イ 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業

(ア) 対象作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家のうち、事業に参加しているものの割合が 60 % 以上であるか。

(イ) 利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。

(ウ) 園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。

(エ) 昆虫の安定調達に資する技術実証を行う計画となっているか。

(オ) 10 戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。

ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

(ア) 成果目標の指標が、事業実施前と比べ 60 ポイント以上増加するか。

(イ) 利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。

(ウ) 園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。

(エ) 利用技術の実証成果を都道府県全域で普及する計画となっているか。

(オ) 10戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。

第2 事業実施計画等

本要領本体第5の1に基づく事業実施計画の作成及び提出は、以下1及び2に掲げるとおりとする。なお、畜産局長又は農産局長が別に定める公募要領により畜産局長又は農産局長が設置する選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において選定された補助金交付候補者については、以下に該当する場合も含め、事業実施計画を提出したものとみなす。

ア 選定審査委員会からの事業実施計画の修正等の指摘に従い、適切に修正された事業実施計画が提出された場合。

イ 公募時に申請した補助金より国からの補助金の割当内示額が少ない場合に、選定審査委員会で承認された事業実施計画の取組内容を国からの割当内示額の範囲内で適切に修正した事業実施計画が提出された場合。

1 蜂群配置調整適正化支援事業

事業実施主体は、別添1-1に基づき蜂群配置調整適正化支援事業の事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

また、事業実施主体は、構成員のうち養蜂家全員に対して、別添1-4の環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート（畜産経営体向け）（以下「チェックシート」という。）を配布するものとする。事業実施主体は、全ての養蜂家からチェックシートに記載された各項目について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしたチェックシートを回収し、地方農政局長に提出する。また、第3の1の事業実施状況の報告の際、事業実施主体は、全ての養蜂家から、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたチェックシートを回収し、事業実施状況の報告と併せて地方農政局長に提出するものとする。なお、養蜂家が複数者いる場合、事業実施主体が全ての対象者から当該チェックシートを回収したうえで、チェックシート実施者リスト（任意様式。ただし、リストには養蜂家の氏名、住所（都道府県）の情報を含めるものとする。）を作成し、地方農政局長に提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、チェックシートの提出を省略することができる。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

2 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業及び在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施主体は、別添1-2に基づき花粉交配用昆虫の安定確保支援事業の事業実施計画又は別添1-3に基づき在来種マルハナバチの利用拡大支援事業の事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて地方農政局長に提出するものとする。

また、事業実施主体は、構成員のうち園芸農家全員に対して、別添1-5の環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート（農業経営体向け）（以下「チェックシート」という。）を配布するものとする。事業実施主体は、全ての園芸農家から、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしたチェックシートを回収し、地方農政局長に提出する。また、第3の

1の事業実施状況の報告の際、事業実施主体は、全ての園芸農家から、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたチェックシートを回収し、事業実施状況の報告と併せて地方農政局長に提出するものとする。なお、園芸農家が複数者いる場合、事業実施主体が全ての園芸農家から当該チェックシートを回収したうえで、チェックシート実施者リスト（任意様式。ただし、リストには、園芸農家の氏名、住所（都道府県）の情報を含めるものとする。）を作成し、地方農政局長に提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、チェックシートの提出を省略することができる。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添2により地方農政局長へ事業実施状況の報告を行うものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要領本体第7の1（1）に基づき、別添3により自己評価を行い、地方農政局長に報告を行うものとする。

Ⅱ 全国公募事業

第1 事業の内容等

1 事業内容

(1) 全国養蜂振興強化推進事業

事業実施主体は、法に定める蜜蜂飼育の届出義務及び蜜蜂の適正管理等に係る義務に対応するとともに、蜂群配置調整の適正化、花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化、ダニの防除手法を中心とした衛生管理や蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための取組等を行うことを目的として、原則として以下のアからエまでの全ての取組を行うものとする。

ア 事業推進委員会の設置・運営

養蜂を取り巻く諸課題の解決による養蜂経営の健全な発展を実現するため、養蜂家、行政関係者、学識経験者等からなる事業運営に必要な委員会を開催する。

イ 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組

(ア) 検討会の開催・地図データの作成

蜂群配置調整の適正化に向けて、必要なデータやその収集方法の検討を行うとともに、モデル地区における蜜源等地図情報データの作成・普及、飼育届に付帯する蜜源・採蜜成績等をデジタルデータ化した上で蜂群数、気象等との相関分析する取組等を実施する。

(イ) 優良事例調査等の実施

適正な蜂群配置調整や先進的な飼養管理技術を実践している先進地域に関する事例調査等を実施する。

ウ 花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組

(ア) 検討会の開催

需要者ニーズに応じた花粉交配用蜜蜂群の安定供給を達成するために必要な情報収集、技術実証の企画等を実施する。

(イ) 実証試験等の実施

安定的かつ効率的な花粉交配用蜜蜂群に関する低温管理技術及び冬期間の管理技術の実証試験の実施、試験結果の取りまとめ及び技術導入マニュアルの作成等を実施する。

エ 飼養衛生管理技術向上に向けた取組

(ア) 講習会等の開催

地域で蜜蜂の飼養衛生管理等の技術指導を行う者を育成するための講習会の開催、講習会に必要な新たな知見等を取り入れた飼養衛生管理技術指導手引書の作成等を実施する。

(イ) 飼養管理技術の高度化・省力化技術実証の実施

飼養管理を省力化する高度な飼養管理技術等に関する検討会の開催、モデル

実証試験の実施、試験結果の取りまとめ及び技術導入マニュアルの作成、蜜蜂への負荷の少ない輸送方法の検討等を実施する。

(ウ) ダニの総合的な防除手法の検討

蜜蜂飼育者における薬剤の使用状況及び薬剤に耐性のあるダニの発生状況の実態把握調査、ダニ防除の新薬の実用化に向けたデータ収集等を実施する。

(2) 花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業

事業実施主体は、花粉交配用蜜蜂の供給変動に左右されない安定した園芸作物の授粉・生産の環境を整えることを目的として、園芸産地ごとに対応策の事前検討や体制の構築等を促すための会議を開催し、会議の開催に係る普及啓発の効果について定量的な把握を行うものとする。なお、会議は、花粉交配用蜜蜂の供給等の現状やとりうる対応策等に関する内容を行うものとし、有識者による講演や先進地の取組事例の紹介を実施する等、より具体的・専門的な内容となるよう努めることとする。

2 補助対象経費

(1) 全国養蜂振興強化推進事業

ア 事業推進委員会の設置・運営に係る会場借料、通信・運搬費、旅費、謝金、賃金等

イ 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組に係る会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費等

ウ 花粉交配用蜜蜂群の供給力強化に向けた取組に係る備品費、会場借料、原材料費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費等

エ 飼養衛生管理技術向上に向けた取組に係る備品費、会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、原材料費、消耗品費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費等

(2) 花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業

授粉の安定化等に向けた会議の開催に係る会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、消耗品費、情報発信費、燃料費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費等

3 補助要件

(1) 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 本要領別表 1 の 5 (2) の事業実施主体の欄の協議会は、次に掲げるとおりとする。

ア 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

イ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (3) 事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (4) 全国養蜂振興強化推進事業においては、事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、全国に効率的に普及させ、養蜂振興につなげる能力を有すること。花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業においては、事業実施主体は、全国の園芸産地に向けた会議を原則複数回開催すること。

4 成果目標の設定

(1) 全国養蜂振興強化推進事業

成果目標は、以下のア及びイの両方を設定するものとする。

ア 蜂群配置調整の適正化に資する調査・分析等を1つ以上実施すること。

イ 本事業で実施する講習会等において、合計100名以上に対して蜜蜂の飼養衛生管理等に関する技術等を情報提供し、養蜂振興につなげること。

(2) 花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業

本事業で実施する講習会等において、都道府県職員、市町村職員、農協職員、園芸農家等の合計100名以上に対して、花粉交配用蜜蜂の供給等の現状やとりうる対応策等を情報提供し、園芸作物の安定生産につなげること。

5 募集方法等

本事業の募集方法は、(1) 全国養蜂振興強化推進事業については畜産局長、(2) 花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業については農産局長が別に定める公募要領による。

6 審査基準

本要領別表4の2における審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 全国養蜂振興強化推進事業

ア 実効性

(ア) 事業内容は養蜂業の振興への効果が期待できるものとなっているか。

(イ) 養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。

(ウ) 委員会の構成員に、西洋蜜蜂又は日本蜜蜂の飼育及び技術指導の経験がある者が含まれているか。

(エ) 委員会の構成員に蜜蜂に関する学識経験者が含まれているか。

(オ) 委員会の構成員に蜜蜂の衛生管理の指導経験がある行政関係者が含まれているか。

イ 波及効果

(ア) 事業実施主体の養蜂における知見・専門性は、十分であるか。

(イ) 講習会の内容に、現場の課題に対応する内容が含まれているか。

(ウ) 講習会において、開催地域の技術指導者による指導が見込まれ、小規模な蜜蜂飼育者にも波及する内容であるか。

(エ) 蜂群配置調整の適正化に関する取組において、都道府県等と連携する体制が

構築されているか。

(オ) 事業計画において、実施した実証調査等の調査結果の普及方法について計画が立てられているか。

(2) 花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業

ア 実効性

(ア) 事業内容は、園芸作物の安定生産への効果が期待できるものとなっているか。

(イ) 園芸農家等のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。

(ウ) 花粉交配用昆虫の需要者及び供給者双方と連携できる能力を有しているか。

(エ) 具体的かつ専門的な内容の会議を開催するための有識者等の選定を行う能力を有しているか。

(オ) 具体的かつ専門的な内容の会議を開催するための先進地等の事例を紹介可能な能力を有しているか。

イ 波及効果

(ア) 会議の開催にかかる普及啓発の効果について定量的な把握を行う計画になっているか。

(イ) 会議において、複数案の対応策が示される計画となっているか。

(ウ) 有識者による講演を実施する等、会議が具体的かつ専門的な内容となる計画となっているか。

(エ) 現地ほ場での実技指導等、現地検討会を行う計画になっているか。

(オ) 園芸作物の授粉及び生産の安定化に向け、園芸産地で対応策等を検討する際に関係者が会議に参加できるよう、周知を行う計画となっているか。

第2 事業実施計画等

(1) 全国養蜂振興強化推進事業

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添4-1により事業実施計画を作成し、交付等要綱別記様式第1号の交付申請書に添えて畜産局長に提出するものとする。

(2) 花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添4-2により事業実施計画を作成し、交付等要綱別記様式第1号の交付申請書に添えて農産局長に提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

(1) 全国養蜂振興強化推進事業

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添5-1及び別添5-2によ

り事業実施状況報告書を作成し、畜産局長に提出するものとする。

事業実施主体は環境負荷低減に向けた取組強化のため、別添4-3環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート（民間事業者・自治体向け）（以下「チェックシート」という。）の中のチェック項目に記載された環境負荷低減の各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックし当該チェックシートを畜産局長に提出することとする。また、事業実施状況の報告の際、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業実施状況の報告と併せて畜産局長に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

（2）花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添5-1及び別添5-3により事業実施状況報告書を作成し、農産局長に提出するものとする。

事業実施主体は環境負荷低減に向けた取組強化のため、別添4-3環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート（民間事業者・自治体向け）（以下「チェックシート」という。）の中のチェック項目に記載された環境負荷低減の各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックし当該チェックシートを農産局長に提出することとする。また、事業実施状況の報告の際、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業実施状況の報告と併せて農産局長に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

2 事業の評価

（1）事業実施主体は、本要領本体第7の1（1）に基づき、別添6により成果報告書を作成し、全国養蜂振興強化推進事業については畜産局長、花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業については農産局長に提出するものとする。

（2）畜産局長又は農産局長は、事業実施主体から（1）の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別添7により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第4 その他

1 次の取組は、国の助成の対象としない。

（1）国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金の交付を現に受け、又は受ける予定の取組

（2）その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

2 成果の普及

（1）事業実施主体は本事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で本事業における成果等を公表し、地区推進の

取組に情報・技術の提供をするものとする。

- (2) 事業実施主体は、畜産局長又は農産局長が本事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。

3 知的財産権の取扱

- (1) 事業実施主体は、本事業により成果が得られ、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等。以下同じ。）の権利の出願、取得を行った場合には、別添8により状況を取りまとめ、遅滞なく畜産局長又は農産局長に提出するものとする。
- (2) 事業実施年度及び事業実施年度の翌年度以降の5年間において、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に畜産局長又は農産局長と協議して承諾を得るものとする。
- (3) 事業実施主体は、国が公共の利益を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を許諾しなければならない。

4 収益納付

- (1) 事業実施主体は、補助事業の係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が発生した場合は、事業実施年度及び事業実施年度の翌年度以降の5年間、毎年、収益の状況を記載した収益状況報告書を別添9により作成し、収益が発生した当該年度の翌年度の6月末日までに全国養蜂振興強化推進事業については畜産局長、花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業については農産局長に提出するものとする。
- (2) 畜産局長又は農産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、交付された補助金の額を限度として、次の算式により算定した額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

ア 本事業に係る事業化により収益が生じた場合

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{企業化に係る総費用}) \times \text{企業化利用割合} - \text{前年度までの納付額}$$

(ア) 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

(イ) 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

(ウ) 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

イ 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権を利用する権利の設定等により収益が生じた場合

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{補助事業に関連して支出された技術実証費総額}) - \text{前年度までの納付額}$$

(ア) 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計額をいう。

(イ) 式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術実証費の合計額をいう。

第1 事業実施体制

1 協議会の概要

代表者名職		所属組織・ 団体名	
住 所			
事務局代表者			
会計責任者			
協議会を構成 する組織、団 体名	都道府県、〇〇市町村、養蜂家、〇〇養蜂組合、農業協同組合		
協議会の区域	(例) 県内全域 県内3地区(県内の約〇割)	環境負荷軽減 事業活動実施 計画の策定	有・無

注：環境負荷軽減事業活動実施計画の策定をしている場合は、計画書及びその計画書が都道府県知事に認定されていることがわかる書類を提出すること。

第2 事業計画総括表

事業名	事業量	事業費	助成金申請額	備考
蜂群配置調整適正化支援事業		円	円	
(1) 検討会議の開催	回			
(2) 蜜源植物の植栽・管理	ha			
(3) 蜜源植物の植栽状況等の実態把握	回			
(4) 蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組	回			
(5) 養蜂家と耕種農家の連携による蜜源植物の定着化	ha			
合 計				

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 具体的な成果目標

成果目標の内容	基準年度	○年度	目標年度	○年度	目 標
					(例) ・○○年1月1日現在の飼養蜂群数が、○○年1月1日現在の飼養蜂群数と比べ5%増加 ・○○年1月1日現在の飼養蜂群の生存率が、○○年1月1日現在の飼養蜂群の生存率と比べ5%以上向上 ・○○年1月1日現在の蜜源植物の植栽面積が、○○年1月1日現在の蜜源植物の植栽面積と比べ合計3ha以上増加 ・○○年1月1日現在の蜜源植物の管理面積が、○○年1月1日現在の蜜源植物の管理面積と比べ10%以上増加 ・普及啓発のためのパンフレットの作成等を行い消費者等100名以上に情報発信 ・耕種農家との連携により3年間の蜜源植物の延べ植栽面積が合計3ha以上増加。
現 状					
事後評価の 検証方法	(例) ○年度と○年度の配置調整を比較して、適正配置が行われるようになったか検証する。 等				

注1：「目標」欄には、公募要領第5の1(1)に則した目標を記入すること。

注2：「現状」欄には、「目標」に対して比較可能な現在の状況、課題、問題点等を記入すること。

第4 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業実施時期	取組の内容	事業実施時期	取組の内容
年度		月	
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	

2-1 事業内容

都道府県名 地区名	事業の内容	事業量（回数、面積、台数等）等	備考
	(例) 検討会議の開催	○回（○月、○月）、検討会構成員（都道府県、養蜂家、○○ 計○名）	
	蜜源植物の植栽・管理	植栽面積 ○ha 植栽蜜源植物 ○○○ ○本 (Kg)	
	蜜源植物の植栽状況等の実態把握	○回、○○地域の蜜源植物の植生状況を調査	
	蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組	○回 植樹祭でパンフレットを配布	
	養蜂家と耕種農家の連携による蜜源植物の定着化	耕種農家と連携して1年目に1ha、2年目に1.5ha、3年目は2haに植栽し、3年間の延べ植栽面積が4.5ha	

注：事業の内容・事業量には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

2-2 実態把握調査で得られるデータの蜂群配置調整への活用方針

データの種類	活用方針

2-3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

3 事業実施経費

(1) 事業内容別の内訳

事業内容		金額(円)	費目内訳・積算根拠	備考(経費の必要性)
(例) ①検討会議				
費目				
②蜜源植物の植栽・管理				
費目				
③蜜源植物の植栽状況等の実態把握				
費目				
④蜜源植物の保護・増殖推進のための普及啓発の取組				
費目				
⑤養蜂家と耕種農家の連携による蜜源植物の定着化				
費用				
合 計			—	

注1：実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

注2：「費目」欄は、公募要領別紙2に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。

「費目内訳・積算根拠」には、資材の名称・施用量・単価、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

(2) 備品費内訳

購入予定の主な備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月
						年 月
						年 月

第5 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A+B) 円	負担区分		備 考
		国庫助成金 (A) 円	自己資金等 (B) 円	
合 計				

注1：「事業名」の欄には、実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

注2：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

第6 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
国庫助成金 その他	円	円	円	円	
合計					

（2）支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

第7 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- （1）定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- （2）協議会員の役割分担等、事業実施体制が分かる資料
- （3）協議会の構成員である都道府県において、養蜂関連の予算が本公募年度の前年度に確保されている場合は、その詳細が分かる資料
- （4）本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- （5）器具等の購入がある場合は、見積書（2社以上）を添付すること
- （6）その他地方農政局長等が必要と認める資料

養蜂等振興強化推進(花粉交配用昆虫の安定確保支援事業)

花粉交配用昆虫の安定確保支援事業実施計画書

※実施報告書に添付する際は「～事業実績報告書」とする。

事業実施年度： _____ 年度

産地名： _____ (所在する都道府県・市町村名)

事業実施主体名： _____

第1 事業実施体制

〇〇協議会・〇〇農業協同組合

代表者名			
事務局代表者名			
会計責任者名		環境負荷低減事業活動実施計画等の認定(※1)	有・無
事業に参加する農家や組織等(協議会の構成員等)(※2)	園芸農家：△△△△ほか△名		
	養蜂家(花粉交配用蜜蜂メーカー)：〇〇〇〇ほか〇名		
	都道府県及び市町村：		
	農業協同組合：		
	養蜂組合：		
	花粉交配用昆虫(マルハナバチ、ヒロズキンバエ等)メーカー：		
	その他：		

※1：「有」の場合は、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている(又は受ける見込みである)ことがわかる書類を提出すること。

※2：「事業に参加する農家や組織等」の欄には、事業に参加する組織名等を記入する。

なお、「園芸農家」欄及び「養蜂家(花粉交配用蜜蜂メーカー)」欄には、氏名等のほか、参加戸数も記入すること。

第2 地域の現状・課題等

--

第3 事業の実施方針

対象作物	

第4 事業の内容及び計画（又は実績）

事業（取組）内容	構成員	実施時期	事業量（単価、回数、面積等）	事業費（円）	備考（経費の必要性、根拠資料等）
花粉交配用昆虫の安定確保支援事業	-	-	-	〇〇	-
取組内容①：（例）アクションプランの作成 （詳細）	（例）〇〇県、園芸農家〇名、養蜂家〇名、JA〇〇、〇〇大学	第1回検討会議 〇月 第2回検討会議 〇月	・会場借料〇〇円（@〇〇円×2回） ・謝金〇〇円	〇〇	・謝金は「〇〇」に準拠
取組内容②：（例）花粉交配用昆虫の安定確保のための技術実証 （詳細）					
取組内容③：（例）マニュアルの作成、講習会の開催等 （詳細）					

注1：「事業内容」、「事業量」欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に代えてもよいこととする。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：「事業量」欄は、実施要領別表1の5（1）イの補助対象経費の範囲に掲げる費目とし、費目単位で金額を整理すること。

事業完了（予定）年月日

年 月 日

第5 花粉交配用昆虫の利用計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(対象作物)	(例) 定植 → 収穫開始 →											
花粉交配用昆虫の利用計画	(例) 実証ほ → 導入 → (〇月まで)											

第6 成果目標

成果目標の内容	事業実施地域において、養蜂家から園芸農家への花粉交配用蜜蜂の供給率(※1)が100%となること、園芸農家から養蜂家に返却された蜂群の生存率(※2)が5ポイント以上向上すること又は代替花粉交配用昆虫利用率(※3)を事業実施前から20ポイント以上増加させること。											
基準年(〇年度)	%	〇箱/□箱又は〇枚/□枚	目標年(〇年度)	%								

(※1) 供給率=実際に養蜂家が供給した巣箱数/園芸農家が事業目標年度に必要とした巣箱数

(※2) 生存率=園芸農家から養蜂家に返却された蜂群数(枚数)/養蜂家から園芸農家に貸し出す前の蜂群数(枚数)

(※3) 代替花粉交配用昆虫利用率=蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を利用(併用)する園芸農家数/花粉交配用昆虫を利用する園芸農家数

第7 必要経費

1 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費 (円)	負担区分			備 考
		国庫補助金 (円)	協議会費 (円)	その他 (円)	
花粉交配用昆虫の安定確保支援事業					
(1) 安定的な花粉交配に向けたアクションプランの作成					
(2) 花粉交配用昆虫の安定確保のための技術実証					
(3) マニュアルの作成、講習会の開催等					

注： 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 備品費内訳 (購入予定の主な備品等)

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月
						年 月

第8 収支予算（又は精算）

事業内容		本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
			うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増		減	
						うち 国庫補助金	うち 国庫補助金	うち 国庫補助金	うち 国庫補助金
(1) 安定的な花粉交配に向けたアクションプランの作成		円	円	-	-	-	-	-	-
費目 (細目)		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
(2) 花粉交配用昆虫の安定確保のための技術実証		円	円	-	-	-	-	-	-
費目 (細目)		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-

(3) マニュアルの作成、講習会の開催等		円	円	-	-	-	-	-	-
費目 (細目)		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
合 計		円	円	-	-	-	-	-	-

注1：実施要領別表1の5（1）イの補助対象経費の範囲に掲げる費目ごとに記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第9 添付書類

- (1) 協議会等の運営等に係る規約、事業参加者名簿（協議会の構成員名簿等）
- (2) 成果目標の設定根拠
- (3) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (4) 器具等の購入がある場合は、見積書を添付
- (5) 支払経費ごとの内訳を帳簿等の写し及び確認のための資料（実績報告時）
- (6) 成果報告書（実績報告時）
- (7) 協議会等で作成したアクションプランや講習会テキスト、利用技術マニュアル等の成果物（実績報告時）
- (8) その他地方農政局長が必要と認める資料

養蜂等振興強化推進（花粉交配用昆虫の安定確保支援事業）

安定的な花粉交配に向けたアクションプラン

事業実施年度： _____ 年度 目標年度： _____ 年度

産地名： _____ （所在する都道府県・市町村名）

事業実施主体名： _____

第1 アクションプラン実施体制

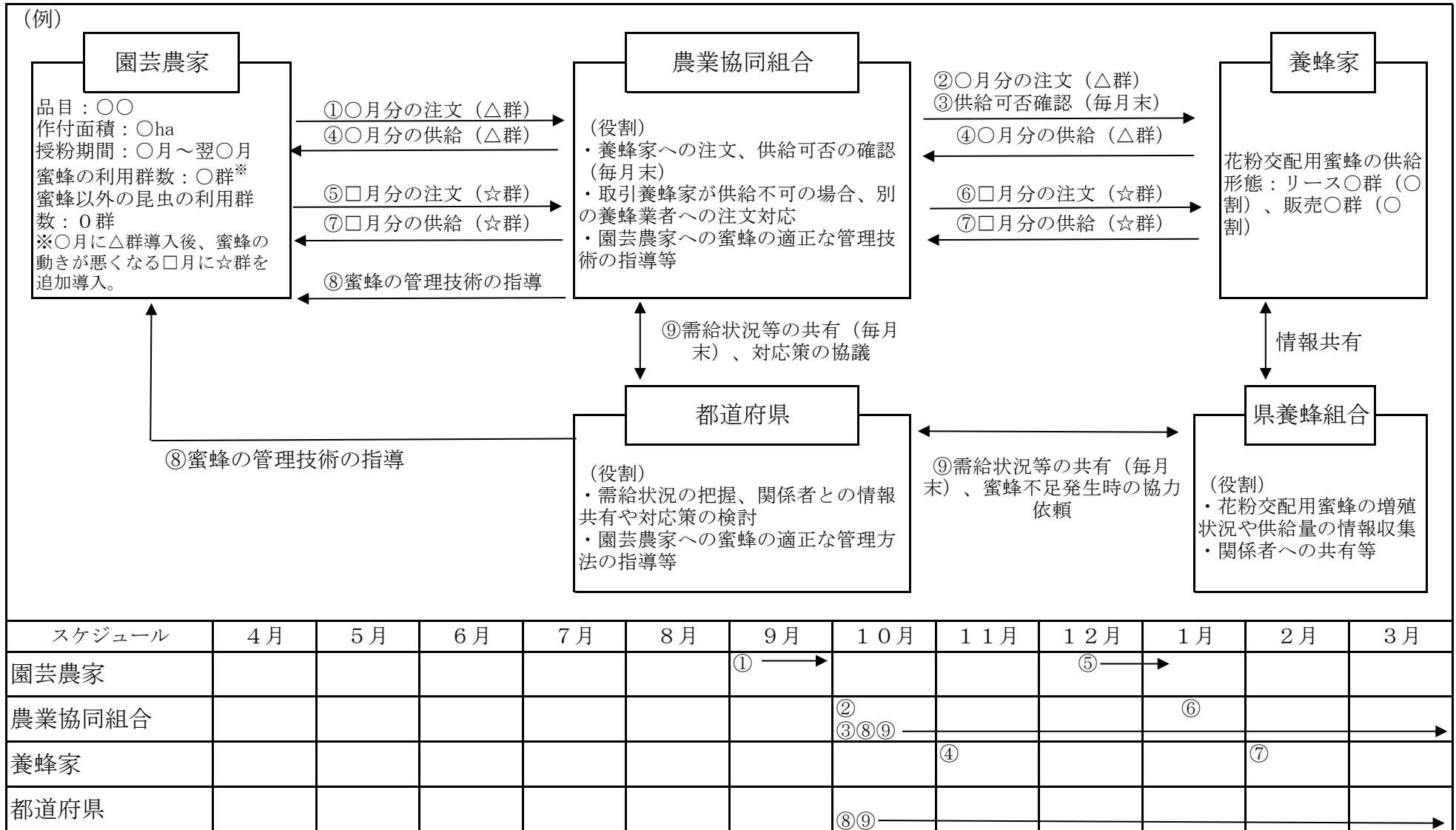
〇〇協議会・〇〇農業協同組合

代表者名	
アクションプランに参加する農家や組織等 (協議会の構成員等)	園芸農家：△△△△ほか△名
	養蜂家（花粉交配用蜜蜂メーカー）：〇〇〇〇ほか〇名
	都道府県及び市町村：
	農業協同組合：
	養蜂組合：
	花粉交配用昆虫（マルハナバチ、ヒロズキンバエ等）メーカー：
その他：	

注：「アクションプランに参加する農家や組織等」の欄には、事業に参加する組織名等を記入する。

なお、「園芸農家」欄及び「養蜂家（花粉交配用蜜蜂メーカー）」欄には、氏名等のほか、参加戸数も記入すること。

第2 花粉交配用昆虫の供給・利用体制や連携の現状



注：アクションプラン参加者における花粉交配用昆虫の供給・利用体制の現状や連携の現状、需給状況の把握方法（確認時期等）等の図及びスケジュール表を用いて具体的に記入する。園芸農家欄には、栽培品目・作付面積・授粉期間・昆虫の利用群数等を記入する。

第3 花粉交配用蜜蜂の供給不足発生時における、現状の花粉交配用昆虫の供給・利用・連携体制の課題

園芸農家の課題	(例) 突然、蜜蜂が届かなくなるリスクがあるが、蜜蜂以外の昆虫の利用方法がわからない。
	(例) 厳寒期(〇月)になると、蜜蜂の動きが悪くなること。
農業協同組合の課題	(例) 突然、蜜蜂が届かなくなるリスクがあるが、対応策が検討できていない。
	(例) 各花粉交配用昆虫の管理技術等について、知識不足のため、細やかな指導ができていない。
養蜂家の課題	(例) 注文時期が遅く、必要群数が直前にならないとわからないこと。
	(例) ハウス内で使用後の花粉交配用蜜蜂の生存率が低く、次期の花粉交配用蜜蜂の増殖に時間を要する。
都道府県の課題	(例) 蜜蜂の供給可否や需給状況が見通しづらいため、対応策の意見調整に時間を要する可能性がある。
	(例) 各花粉交配用昆虫の管理技術等について、知識不足のため、細やかな指導ができていない。
マルハナバチ(ヒロズキンバエ)メーカーの課題	(例) 関係者と連携できていない。
	(例) 蜜蜂の需給動向が不透明で、突然、想定されない注文量が入り、一時的に供給できなくなるリスクがある。

注：適宜、行を追加する。

第4 花粉交配用蜜蜂の供給不足に備えた平常時の取組(事前検証含む)

園芸農家の対応	(例) 都道府県等が開催する講習会に参加し、各昆虫の適切な管理技術を習得する。
	(例) マルハナバチやヒロズキンバエと蜜蜂との併用技術を実証する。
農業協同組合の対応	(例) 都道府県等が開催する講習会に参加し、各昆虫の適切な管理技術を習得する。
	(例) 養蜂家と協議し、蜜蜂の供給不足の情報をいち早く入手する方法・体制を構築する。
養蜂家の対応	(例) 農業協同組合等と協議し、園芸農家における必要群数を〇月に通知するよう依頼。
	(例) 都道府県等が開催する講習会で講師を努め、蜜蜂の適切な管理方法を指導する。
都道府県の対応	(例) 〇月に関係者で集まり、不足が発生した際の対応策を検討。(その後も毎年〇月に対応策の確認を行う)
	(例) 各花粉交配用昆虫の管理技術等についての講習会を開催する。(〇月)
マルハナバチ(ヒロズキンバエ)メーカーの対応	(例) 関係者とのコミュニケーションを密にし、安定供給に努める。
	(例) 都道府県等が開催する講習会で講師を努め、マルハナバチの利用方法及び注文時期等を指導する。

注1：適宜、行を追加する。

注2：第3の課題の解決に資する取組を中心に記入する。また、花粉交配用昆虫の安定確保支援事業で実施した実証も記入する。

第5 花粉交配用蜜蜂の供給不足時の対応方法

(1) (例) ○月時点で蜜蜂の供給に問題はないが、今後、蜜蜂の供給が停止する可能性がある場合 (不足発生0%)	
園芸農家の対応	(例) 各講習会に参加し、蜜蜂の適切な管理方法を習得・実践。蜜蜂以外の昆虫利用に向けた情報収集。
農業協同組合の対応	(例) 平常時の取組を実施。(需給状況の確認、園芸農家への各昆虫の管理方法や利用検討の指導等)
養蜂家の対応	(例) 蜜蜂の状況を注視(○日に1回確認)し、不足発生の懸念があれば、早期に農業協同組合等に通知する。
都道府県の対応	(例) 園芸農家、養蜂家等の関係者を集め、関係者間での情報共有のほか、不足が発生した際の対応策を検討。 (例) 平常時の取組を実施。(各講習会の開催、需給状況の把握等)
マルハナバチ(ヒロズキンバエ)メーカーの対応	(例) 関係者とのコミュニケーションを密にし、安定供給に努める。 (例) 不足発生時に備え、農協・都道府県の担当者に細やかな利用方法を指導する。
(2) (例) ○月時点で追加導入分の蜜蜂の供給が不可となっている場合 (不足発生50%)	
園芸農家の対応	(例) 蜜蜂以外の昆虫の注文。
農業協同組合の対応	(例) 園芸農家への蜜蜂不足の周知及び各昆虫の管理方法や蜜蜂以外の昆虫利用等の指導。 (例) 別の養蜂業者へ注文可否の確認
養蜂家の対応	(例) 蜜蜂の状況を引き続き注視(○日に1回確認)し、さらなる不足発生があれば、早期に農業協同組合等に通知する。
都道府県の対応	(例) 園芸農家、養蜂家等の関係者を集め、関係者間での情報共有のほか、対応策の協議や実施依頼。 (例) チラシ等による園芸農家への蜜蜂不足の周知及び各昆虫の管理方法や蜜蜂以外の昆虫利用等の指導。
マルハナバチ(ヒロズキンバエ)メーカーの対応	(例) 関係者とのコミュニケーションを密にし、安定供給に努める。 (例) 農協や都道府県と連携し、園芸農家へのマルハナバチの利用を推進する。

注1：適宜、行を追加する。

注2：第3の課題の解決に資する取組を中心に記入する。

注3：不足発生レベルによって必要とされる対応が異なる場合は、水準ごとに場合分けを行い、それぞれの対応を記入する。

第1 事業実施体制

〇〇協議会・〇〇農業協同組合

代表者名			
事務局代表者名			
会計責任者名		環境負荷低減事業活動実施計画等の認定(※1)	有・無
事業に参加する農家や組織等(協議会の構成員等)(※2)	園芸農家：△△△△ほか△名		
	都道府県及び市町村：		
	農業協同組合：		
	マルハナバチメーカー：		
	その他：		

※1：「有」の場合は、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている(又は受ける見込みである)ことがわかる書類を提出すること。

※2：「事業に参加する農家や組織等」の欄には、事業に参加する組織名等を記入する。
 なお、「園芸農家」欄には、氏名等のほか、参加戸数も記入すること。

第2 地域の現状・課題等

--

第3 事業の実施方針

対象作物	

第4 事業の内容及び計画（又は実績）

事業（取組）内容	構成員	実施時期	事業量（単価、回数、面積等）	事業費（円）	備考（経費の必要性、根拠資料等）
在来種マルハナバチの利用拡大支援事業	-	-	-	〇〇	-
取組内容①：（例）検討会の開催 （詳細）	（例）〇〇県、園芸農家〇名、JA〇〇、〇〇大学	第1回検討会議 〇月 第2回検討会議 〇月	・会場借料〇〇円（@〇〇円×2回） ・謝金〇〇円	〇〇	・謝金は「〇〇」に準拠
取組内容②：（例）利用技術の実証・展示 （詳細）					
取組内容③：（例）マニュアルの作成、講習会の開催等 （詳細）					

注1：「事業内容」、「事業量」欄には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。

また、上記内容が分かる資料の添付に代えてもよいこととする。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：「事業量」欄は、実施要領別表1の5（1）ウの補助対象経費の範囲に掲げる費目とし、費目単位で金額を整理すること。

事業完了（予定）年月日

年 月 日

第5 在来種マルハナバチの利用計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(対象作物)	(例) 定植 → 収穫開始 →											
在来種マルハナバチの利用計画	(例) 実証ほ → 1回目 (9月中旬～11月中旬) → 2回目 (11月中旬～1月中旬) → (ホルモン処理)											

第6 成果目標

成果目標の内容	(例) 在来種マルハナバチの利用農家の割合を、事業実施前と比べ〇%以上に増加。				
基準年 (〇年度)	%	(詳細) 在来種マルハナバチの利用人数〇〇人中〇〇人	目標年 (〇年度)	%	(詳細) 在来種マルハナバチの利用人数〇〇人中〇〇人

第7 必要経費

1 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費 (円)	負担区分			備考
		国庫補助金 (円)	協議会費 (円)	その他 (円)	
在来種マルハナバチの利用拡大支援事業					
(1) 検討会の開催					
(2) 利用技術の実証・展示					
(3) マニュアルの作成、講習会の開催等					

注： 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 備品費内訳（購入予定の主な備品等）

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月
						年 月

第8 収支予算（又は精算）

事業内容		本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
			うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増		減	
						うち 国庫補助金	うち 国庫補助金		
(1)	検討会の開催	円	円	-	-	-	-	-	-
費目 (細目)		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
(2)	利用技術の実証・展示	円	円	-	-	-	-	-	-
費目 (細目)		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-

(3) マニュアルの作成、講習会の開催等		円	円	-	-	-	-	-	-
費目 (細目)		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
		円	円	-	-	-	-	-	-
合計		円	円	-	-	-	-	-	-

注1：実施要領別表1の5（1）ウの補助対象経費の範囲に掲げる費目ごとに記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第9 添付書類

- (1) 協議会等の運営等に係る規約、事業参加者名簿（協議会の構成員名簿等）
- (2) 成果目標の設定根拠
- (3) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (4) 器具等の購入がある場合は、見積書を添付
- (5) 支払経費ごとの内訳を帳簿等の写し及び確認のための資料（実績報告時）
- (6) 成果報告書（実績報告時）
- (7) 協議会等で作成した講習会テキストや利用技術マニュアル等の成果物（実績報告時）
- (8) その他地方農政局長が必要と認める資料

「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

事業名		Ver. 3.1
組織名		
代表者氏名		
住所		↓該当する方に○
連絡先		申請時 (します)
		報告時 (しました)

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
<input type="checkbox"/>	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
<input type="checkbox"/>	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input type="checkbox"/>	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
	適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑯	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名		Ver. 3.1	
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

↓該当する方に○

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック

環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	④ 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦ 有機物の適正な施用による土づくりを検討
適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪ 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫ 農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑬ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑭ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別添 2（実施要領別紙 5 の I の第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（〇〇事業）の
事業実施状況報告について

持続的生産強化対策事業実施要領第 6 の 1 の規定により別添のとおり報告する。

- ※「蜂群配置調整適正化支援事業」の事業実施状況報告書は別添 1 - 1 の実施計画書に準じて作成する。
- ※「花粉交配用昆虫の安定確保支援事業」及び「在来種マルハナバチの利用拡大支援事業」は別添 2 補の事業実施状況報告書を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（花粉交配用昆虫の安定確保支援事業）

花粉交配用昆虫の安定確保支援事業実施状況報告書

事業実施年度： 年度

目標年度： 年度

産地名： （所在する都道府県・市町村名）

事業実施主体名：

第1 事業実施体制

〇〇協議会・〇〇農業協同組合

代表者名	
事務局代表者名	
会計責任者名	
事業に参加する 農家や組織等 (協議会の構成員等) (※)	園芸農家：△△△△ほか△名
	養蜂家（花粉交配用蜜蜂メーカー）：〇〇〇〇ほか〇名
	都道府県及び市町村：
	農業協同組合：
	養蜂組合：
	花粉交配用昆虫（マルハナバチ、ヒロズキンバエ等）メーカー：
その他：	

(※) 「事業に参加する農家や組織等」の欄には、事業に参加する組織名等を記入する。

なお、「園芸農家」欄及び「養蜂家（花粉交配用蜜蜂メーカー）」欄には、氏名等のほか、参加戸数も記入すること。

第2 事業の実施方針

対象作物	

注：事業実施計画書に記載した内容を転記すること。

第3 当該年度の実施状況、成果等

--

第4 当該年度の達成状況及び課題等

成果目標の内容	事業実施地域において、養蜂家から園芸農家への花粉交配用蜜蜂の供給率（※1）が100%となること、園芸農家から養蜂家に返却された蜂群の生存率（※2）が5ポイント以上向上すること又は代替花粉交配用昆虫利用率（※3）を事業実施前から20ポイント以上増加させること。		
基準年 (○年度)	%	○箱/□箱又は○枚/□枚	
1年目 (○年度)	%	○箱/□箱又は○枚/□枚	(課題、対応方針等) ・飼養管理に問題があり、花粉交配用蜜蜂の働きがよくない農家があった。巡回等による指導を行う必要がある。
2年目 (○年度)	%	○箱/□箱又は○枚/□枚	(課題、対応方針等)
3年目 (○年度)	%	○箱/□箱又は○枚/□枚	(課題、対応方針等)
4年目 (○年度)	%	○箱/□箱又は○枚/□枚	(課題、対応方針等)
目標 (○年度)	%	○箱/□箱又は○枚/□枚	

(※1) 供給率＝実際に養蜂家が供給した巣箱数/園芸農家が事業目標年度に必要とした巣箱数

(※2) 生存率＝園芸農家から養蜂家に返却された蜂群数(枚数)/養蜂家から園芸農家に貸し出す前の蜂群数(枚数)

(※3) 代替花粉交配用昆虫利用率＝蜜蜂以外の花粉交配用昆虫を利用(併用)する園芸農家数/花粉交配用昆虫を利用する園芸農家数

第5 添付書類

- (1) 環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)チェックシート(必須)
- (2)
- (3)

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（在来種マルハナバチの利用拡大支援事業）

在来種マルハナバチの利用拡大支援事業実施状況報告書

事業実施年度： 年度

目標年度： 年度

産地名： （所在する都道府県・市町村名）

事業実施主体名：

第1 事業実施体制

〇〇協議会・〇〇農業協同組合

代表者名	
事務局代表者名	
会計責任者名	
事業に参加する 農家や組織等 (協議会の構成員等) (※)	園芸農家：△△△△ほか△名
	都道府県及び市町村：
	農業協同組合：
	マルハナバチメーカー：
	その他：

(※) 「事業に参加する農家や組織等」の欄には、事業に参加する組織名等を記入する。

なお、「園芸農家」欄には、氏名等のほか、参加戸数も記入すること。

第2 事業の実施方針

対象作物	

注：事業実施計画書に記載した内容を転記すること。

第3 当該年度の実施状況、成果等

--

第4 当該年度の達成状況及び課題等

成果目標の内容	(例) 在来種マルハナバチの利用農家の割合を、事業実施前と比べ〇%以上に増加。		
基準年 (〇年度)	%	(詳細) 在来種マルハナバチの利用人数 〇〇人中〇〇人	
1年目 (〇年度)	%	(詳細) 在来種マルハナバチの利用人数 〇〇人中〇〇人	(課題、対応方針等) ・温度管理に問題があり、在来種マルハナバチの働きがよくない農家があった。巡回等による指導を行う必要がある。
2年目 (〇年度)	%	(詳細) 在来種マルハナバチの利用人数 〇〇人中〇〇人	(課題、対応方針等)
3年目 (〇年度)	%	(詳細) 在来種マルハナバチの利用人数 〇〇人中〇〇人	(課題、対応方針等)
4年目 (〇年度)	%	(詳細) 在来種マルハナバチの利用人数 〇〇人中〇〇人	(課題、対応方針等)
目標 (〇年度)	%	(詳細) 在来種マルハナバチの利用人数 〇〇人中〇〇人	

第5 添付書類

- (1) 環境配慮のチェック・要件化 (みどりチェック) チェックシート (必須)
- (2)
- (3)

別添3（実施要領別紙5のIの第3の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（〇〇事業）の評価報告
について（ 年度）

持続的生産強化対策事業実施要領第7の1の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別添3（実施要領別紙5のIの第3の2関係）

養蜂等振興強化推進のうち〇〇〇〇事業に関する事業評価シート

事業名	
事業実施主体名	
事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容		
成果目標の達成状況	指標	達成度合
目標値		
基準年 (年)		
目標年 (年)		
改善計画実施結果		
(年)		
事業の実施による効果		
事業計画の妥当性	(理由)	
適正な事業の執行	(理由)	

(注)

- 1 「成果目標の具体的な内容」欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
- 2 「成果目標の達成状況」欄については、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 3 「事業の実施による効果」欄については、取組の総評を記入すること。
- 4 「事業の妥当性」及び「適正な事業の執行」欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

2 事業の成果品等

(注) 事業実施の成果品（報告書等）、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

売的生产強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進 (全国養蜂振興強化推進事業)

全国養蜂振興強化推進事業実施計画書

※実施報告書に添付する際は「～事業実施報告書」とする。

事業実施年度 : ○○ 年度

事業実施主体名 :

第1 事業計画総括表（全事業共通）

1 事業概要等

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金	事業実施主体	
全国養蜂振興強化推進	(1) 事業推進委員会の設置・運営 (2) 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組 (3) 花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組 (4) 飼養衛生管理技術向上に向けた取組	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 算出の基礎

	本年度予算額		本年度精算額		比 較 増 減			
	円	うち 国庫補助金	円	うち 国庫補助金	増		減	
		円		円	うち 国庫補助金	うち 国庫補助金	うち 国庫補助金	うち 国庫補助金
			—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—

(注) 別紙の費目、細目毎に経費を分類し記入すること。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- (1) 定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

第2 事業の目的及び成果目標（全事業共通）

1 事業の目的

2 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
全国推進の取組への反映方法	
事後評価の検証方法	

第3 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(○○年度) 月 月 月 月 月 月	

2 事業内容

(1) 事業推進委員会の開催

ア 事業推進委員会の設置・運営計画

委員会名	所属・役職名	氏名	備考

イ 事業推進委員会の開催

開催時期	開催場所	協議内容	備考
年 月			

(2) 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組

実施スケジュール	検討体制・モデル地区	取組内容	備考
年 月 ○○			

(3) 花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組

実施スケジュール	検討体制・技術実証地区	取組内容	備考
年 月 ○○			

(4) 飼養衛生管理技術向上に向けた取組

実施スケジュール	検討体制・講習会開催地区・技術実証地区	取組内容	備考
年 月 ○○			

3 事業実施経費（全事業共通）

(1) 事業内容別の内訳

事業内容		金額	内訳	備考（経費の必要性）
(1) 事業推進委員会の設置・運営				
費目				
(2) 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組				
費目				

(3) 花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組				
費目				
(4) 飼養衛生管理技術向上に向けた取組				
費目				
合 計				

4 事業実施体制（全事業共通）

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	〒
	TEL	
	FAX	
	メールアドレス	
共同機関	大学	
	独法等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	

(注) 事業実施体制が分かる図を添付すること。

(参考)

専門用語の説明

用語	説明

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進 (花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業)

花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業 実施計画書

事業実施年度 : ○○ 年度

事業実施主体名 :

第1 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	〒
	TEL	
	メールアドレス	
共同機関	大学	
	独法等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	

(注) 共同機関について、該当なければ削除する。

第2 事業の目的及び内容

1 事業の目的

--

2 事業の内容

取組概要	実施時期	実施場所	実施内容（詳細）
会議の開催 (〇回)	① 年 月		
	② 年 月		
	③ 年 月		
	④ 年 月		
	⑤ 年 月		
	⑥ 年 月		
	⑦ 年 月		
	⑧ 年 月		
会議の周知	年 月 ～ 年 月		

(注1) 欄が不足する場合は欄を追加し、不要な場合は削除する。

(注2) 実施内容（詳細）には、会議の内容、講演内容や講演者、周知の方法等、具体的に記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

第3 成果目標

成果目標	本事業で実施する講習会等において、都道府県職員、市町村職員、農協職員、園芸農家等の合計 100 名以上に対して、花粉交配用蜜蜂の供給等の現状やとりうる対応策等を情報提供する。
事後評価の検証方法	

第4 事業実施経費

1 事業内容毎の事業実施経費

取組概要	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	
会議の開催 (〇回)	0			
会議の周知	0			
合計	0	0	0	

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 事業実施経費（費目別内訳）

取組概要	費目	細目	金額	経費の根拠（各費目の単価、回数等）
			円	
会議の開催 (〇回)				
合計				
会議の周知				
合計				
総計				

(注1) 本公募要領の第5の費目、細目ごとに経費を分類し記入する。

(注2) 経費の根拠欄には、各費目の単価や回数等、具体的に記入する。

第5 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減	
			増	減
	円	円	円	円
国庫補助金		—	—	—
自己負担		—	—	—
合計		—	—	—

2 支出の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減	
			増	減
	円	円	円	円
会議の開催 (〇回)		—	—	—
会議の周知		—	—	—
合計		—	—	—

(注) 「区分」の欄には、第2の2の取組概要ごとに記入する。

第6 添付書類

- (1) 定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 謝金、賃金等の経費がある場合は、その単価等の設定根拠となる資料
- (4) 支払経費ごとの内訳を帳簿等の写し及び確認のための資料（実績報告時）
- (5) 開催した会議の議事次第、参加者名簿、講演資料等、開催した会議の詳細がわかる資料（実績報告時）
- (6) その他、事業計画を補足する資料として必要な資料

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.1	
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

↓該当する方に○

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック

環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別添5-1（実施要領別紙5のⅡの第3の1関連）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿
農林水産省農産局長 殿

団 体 名
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（〇〇事業）の事業実施状況報告書

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（〇〇事業）を実施したので、持続的生産強化対策事業実施要領第6の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

- ※「全国養蜂振興強化推進事業」は、別添5-2の事業実施報告書を添付し、農林水産省畜産局長宛てに申請する。
- ※「花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業」は、別添5-3の事業実施報告書を添付し、農林水産省農産局長宛てに申請する。

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進 (全国養蜂振興強化推進)

全国養蜂振興強化推進事業実施報告書

事業実施年度 : ○○ 年度

事業実施主体名 :

1 総括表

事業概要	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
(1) 事業推進委員会の設置・運営 (2) 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組 (3) 花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組 (4) 飼養衛生管理技術向上に向けた取組	円	円	円	

2 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	設定した事後評価の検証方法	設定した事後評価の検証方法	取組時期

(注) 「設定した成果目標の内容」、「設定した事業評価の検証方法」の欄については別添7に準じて記入すること。

3 事業状況の詳細

(1) 事業推進委員会の開催

ア 事業推進委員会の設置・運営計画

委員会名	所属・役職名	氏名	備考

イ 事業推進委員会の開催

開催時期	開催場所	協議内容	備考
年 月			

※配付資料を添付すること

(2) 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組

実施スケジュール	検討体制・モデル地区	取組内容	備考
年 月 ○○			

※検討・取組内容が分かる資料を添付すること

(3) 花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向けた取組

実施スケジュール	検討体制・技術実証地区	取組内容	備考
年 月 ○○			

※検討・取組内容が分かる資料を添付すること

(4) 飼養衛生管理技術向上に向けた取組

実施スケジュール	検討体制・講習会開催地区・技術実証地区	取組内容	備考
年 月 ○○			

※検討・取組内容が分かる資料を添付すること

持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進 (花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業)

花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業 実施報告書

事業実施年度 : ○○ 年度

事業実施主体名 :

第1 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	〒
	TEL	
	メールアドレス	
共同機関	大学	
	独法等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	

(注) 共同機関について、該当なければ削除する。

第2 事業状況の詳細

取組概要	実施時期	実施場所	実施内容（詳細）
会議の開催 (○回)	① 年 月		
	② 年 月		
	③ 年 月		
	④ 年 月		
	⑤ 年 月		
	⑥ 年 月		
	⑦ 年 月		
	⑧ 年 月		
会議の周知	年 月 ～ 年 月		

(注1) 欄が不足する場合は欄を追加し、不要な場合は削除する。

(注2) 実施内容（詳細）には、会議の内容、講演内容や講演者、周知の方法等、具体的に記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。

(注3) 会議の議事次第、参加者名簿やアンケート結果等、配布資料や取組内容がわかる資料を添付すること。

第3 事業実施により発現した効果

成果目標	本事業で実施する講習会等において、都道府県職員、市町村職員、農協職員、園芸農家等の合計 100 名以上に対して、花粉交配用蜜蜂の供給等の現状やとりうる対応策等を情報提供する。
事後評価の検証方法	
備考	

別添6（実施要領別紙5のⅡの第3の2の（1）関連）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿
農林水産省農産局長 殿

団 体 名
代 表 者

〇〇年持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（〇〇事業）成果報告書

持続的生産強化対策事業実施要領別紙5のⅡの第3の2の（1）の規定により別添のとおり報告する。

※「全国養蜂振興強化推進事業」は、農林水産省畜産局長宛てに申請し、
「花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業」は、農林水産省農産局長宛てに申請する。

(別添)

第1 実施事業の名称

事業名	成果目標

(注) 事業実施計画時に提出した事業名及び成果目標を記載すること。

第2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第3 事業の効果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容		
成果目標の達成状況		
事後評価の検証方法		
事業の実施による効果		
事業計画の妥当性		(理由)
適正な事業の執行		(理由)

(注) 1 「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」欄については、事業実施計画書を転記すること。

なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」欄については、可能な限り定量的に記入すること。

2 「事業計画の妥当性」欄については、事業計画が妥当な場合は1を、計画が不適切な場合は0を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 「適切な事業の執行」欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 事業の成果品等

(注) 事業実施の成果品（報告書等）、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別添7(実施要領別紙5のⅡの第3の2の(2)関連)

続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進(全国公募事業)事業評価

評価担当課

〇〇課

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費(円)		A : 計画以上の成果が見られる
			〇〇〇円 (うち国費〇〇〇円)	総合評価	B : 計画通りの成果が見られる
					C : 計画通りの成果が見られない
総合所見					
評価観点ごとの所見					
a成果目標が達成されているか					

b計画に即した取組が行われたか					

c予算の執行が適正に行われたか。また予算に見合った成果が出たか					

<記載要領>

- 1 評価観点ごとの所見欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
- 2 総合評価欄には、評価観点ごとの所見欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
- 3 総合所見欄には取組全体について総合的な所見を記載する。
- 4 事業内容欄は、事業実施状況報告書に準ずる。
- 5 事業費は決算額を記入する。

農林水産省畜産局長 殿
農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち
養蜂等振興強化推進（〇〇事業）知的財産権取得状況報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（〇〇事業）に関する知的財産権の取得状況について、持続的生産強化対策事業実施要領別紙 5 の II の第 4 の 3 の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

- 1 知的財産権の種類
- 2 出願時期
- 3 権利の概要

--

- 4 今後の利活用計画

--

（注）権利内容の詳細が分かる資料を添付すること

※「全国養蜂振興強化推進事業」は、農林水産省畜産局長宛てに申請し、「花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業」は、農林水産省農産局長宛てに申請する。

農林水産省畜産局長 殿
農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち
養蜂等振興強化推進（〇〇事業）収益状況報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進（〇〇事業）に関する〇〇年度の収益の状況について、持続的生産強化対策事業実施要領（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙5のⅡの第4の4の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

- 1 事業成果名
- 2 補助金の確定額 円
- 3 補助事業の成果の企業化による収益 円
- 4 企業化による総費用 円
- 5 企業化事業利用割合

--

- 6 補助事業に係る特許権等の譲渡又は利用する権利の設定等による収益
項目名（ ） 円
- 7 補助事業に関連して支出した技術実証費の総額 円

（注）収益計算書を添付すること

※「全国養蜂振興強化推進事業」は、農林水産省畜産局長宛てに申請し、「花粉交配用昆虫の安定利用普及啓発事業」は、農林水産省農産局長宛てに申請する。